

見積書への押印省略：よくある質問と回答（FAQ）

No.	質問	回答
1	見積書への押印省略は、いつからできるのか。	令和5年1月1日以降に千葉市が発注する見積について、押印省略が可能となります。
2	市に提出する見積書は全て対象となるのか。	令和5年1月1日以降に千葉市が発注する見積が対象となります。 なお、入札書、契約書は対象になりません。
3	入札の場合も同様に、入札書への押印省略が可能なのか。	入札の場合は従前どおり、入札書等への押印が必要です。 ○入札書：押印が必要（押印がない場合は無効となります。） ○入札の場合の辞退届：押印が必要 ○入札の場合の委任状：押印のある委任状の提出が必要 （提出又は押印がない場合、入札への参加はできません。）
4	見積書への押印省略は必須なのか。	押印省略は必須ではありません。 押印のある見積書も従前どおり受け付けます。
5	見積書への押印省略する代わりに必要となる措置とは何か。	見積書に次のア～ウの記載をお願いします。 ア 「本件責任者」の氏名（フルネーム） イ 「担当者」の氏名（フルネーム） ウ 連絡先電話番号 ※「本件責任者」「担当者」について、電話等で確認を行う場合があります。確認が取れない場合は無効な見積書となります。
6	押印を省略した見積書に記載された「本件責任者」等に不備があるとどうなるのか。	不備があるものは無効な見積となります。
7	「本件責任者」とは何を指すか。	見積書の発行部門の責任者を指します。
8	「担当者」とは何を指すか。	見積書の作成担当者を指します。
9	「本件責任者」と「担当者」が同一人物の場合は、どのように記載すればよいか。	「本件責任者及び担当者氏名 ○○○○」「本件責任者氏名 ○○○○ 担当者同左（同上）」など、「本件責任者」と「担当者」が同一の者であることが分かるように記載してください。空欄の場合は無効となります。
10	個人商店などで、「代表者」、「本件責任者」、「担当者」がすべて同一人物の場合は、「本件責任者」等の記載は必要か。	代表者と同一であっても、「本件責任者」、「担当者」、「連絡先電話番号」の記載は必要となります。
11	「本件責任者」「担当者」は苗字又は名前だけの記載でよいか。	氏名（フルネーム）で記載してください。 氏名（フルネーム）での記載がなかった場合は無効となります。
12	連絡先電話番号は携帯電話でもよいのか。	千葉市入札参加資格者名簿に登録している固定電話番号を記載してください。 なお、固定電話がない場合には、本件責任者及び担当者それぞれと確実に連絡のとれる携帯電話番号を記載してください。
13	「本件責任者」等の記載は、手書きでもよいのか。	手書きでも構いませんが、鉛筆や消せる筆記用具での記載は不可です。
14	「本件責任者」等は見積書に記載してある必要があるか。FAX送付票や電子メール本文に記載があることをもって代えられるか。	「本件責任者」等の記載は、押印の代替措置として記載を求めていることから、必ず見積書に記載することが必要です。FAX送付票や電子メール本文には「本件責任者」等の記載があるが、見積書には記載がなかった場合、押印の代替措置がされていないものとして、その見積は無効となります。
15	押印省略した見積書を訂正したい場合、どうすればよいか。	押印省略したときは、訂正印での修正はできません。提出前であれば、見積書の作り直しをお願いします。 提出後については、見積書の書き替え、引き換え、変更又は撤回することはできません。
16	見積書が2枚以上にわたる場合はどのように提出したらよいか。また割印は省略可能か。	見積書が2枚以上にわたる場合は、持参、郵送又は電子メールで提出してください。 （一連であることの確認や、見積書提出期限直前でのFAXの混雑による受信エラーを避けるため、見積書が2枚以上となる場合はFAXでの提出は不可とします。） 持参又は郵送により提出する場合で、見積書が2枚以上に渡る場合は、押印及び割印の省略はできません。 電子メールでの提出の場合は、割印は必要ありませんが、各業を同一ファイルとし、各業が一連であることが分かるようになっていくことが必要です。 ※請求書の取扱いと異なりますのでご注意ください。
17	見積書の提出先は、どこになるのか。	案件ごとに見積通知書に提出先が記載されていますのでご確認ください。提出先が不明な場合は、調達課へお問い合わせください。
18	電子メールで送付するデータの形式に指定はあるか。	PDF形式とします。 PDF形式以外で提出された場合は、無効な見積となります。
19	押印省略した見積書の提出方法は、持参、郵送、FAX、電子メールのどの方法でも良いのか。	見積通知書に記載の提出方法でお願いします。提出方法に不明な点がある場合には、調達課にお問い合わせください。 指定の提出方法以外で提出した場合は、無効な見積となります。
20	見積書をFAX又は電子メールで提出したが、到着確認の問い合わせをしてもよいか。	見積書到着確認の問い合わせにはお答えできません。
21	押印された見積書をFAX又は電子メールで送付することは可能か。	見積書がFAX又は電子メールで送付された場合は、印影の有無にかかわらず、押印が省略された見積書とみなしますので、必ず見積書に「本件責任者」、「担当者」、「連絡先電話番号」の記載が必要となります。 それらの記載がないものが提出された場合は、無効な見積となります。